

小規模事業者のみなさまへ

マル経融資制度のご案内

(小規模事業経営改善資金融資制度)

マル経融資制度は、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫が小規模事業者に無担保・無保証で融資を行う制度です。

また、新型コロナウイルスの影響を受けている小規模事業者の皆様を対象とした「マル経融資コロナ特別枠」もございます。下記制度概要をご確認いただき、ご利用を希望される場合は、下記相談申込書にご記入の上FAXいただくか、お電話で相談をお申込みください。

◆「マル経融資」制度概要

| | 通常部分 | コロナ特別枠 |
|-------|--|--|
| 融資対象者 | 商工会議所、商工会、または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 | 左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高または、過去6ヶ月の平均売上高が、前4年のいずれかの同期と比較して5%以上減少している方 |
| 資金使途 | 設備資金および運転資金 | |
| 融資限度額 | 2,000万円 | 別枠 1,000万円 |
| ご返済期間 | 設備資金 10年以内 (据置期間 2年以内) 運転資金 7年以内 (据置期間 1年以内) | 設備資金 10年以内 (据置期間 <u>4年以内</u>) 運転資金 7年以内 (据置期間 <u>3年以内</u>) |
| 金利 | 特別利率 1.21% | 当初3年間 0.31% 4年目以降 1.21% |

※コロナ特別枠は、令和4年3月で終了の予定でしたが、令和4年4月以降も延長されることとなりました。ご利用をご検討の方は、下記よりお申込みの上ご相談ください。

◆マル経融資制度に関するご相談のお申込み

青森商工会議所経営支援課 行 FAX017-775-3567

| | | | |
|------------------|--|-----|--|
| 事業所名 | | TEL | |
| 相談者役職・氏名 | | | |
| 相談窓口 来所希望日・時間 | | | |

ご相談の際は、2期分決算書・確定申告書、直近の試算表、借入明細書をお持ちください。

※相談はオンラインでも対応しております。ご希望の方はお知らせください。

【青森商工会議所「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」

ひとりで悩まず まず相談 TEL017-734-1311】